

食物アレルギー対応給食 実 施 要 領

令和 7 年 5 月改訂
北九州市教育委員会

目 次

1	要領の位置づけ	1
2	食物アレルギー対応給食の実施体制	1
3	食物アレルギー対応給食の方法	3
4	除去食対象のアレルギー食材	4
5	食物アレルギー対応給食の開始時期	4
6	食物アレルギー対応給食の実施申込み 《参考1》アレルギー対応給食の“新規”申込み集約要領 (1) 在校生・転入生等 (2) 新入生 《参考2》アレルギー対応給食の“継続”申込み等集約要領	5
7	保護者面談 (1) 保護者面談の実施 (2) 面談票の作成	8
8	校内検討委員会 (1) 校内検討委員会の設置 (2) 校内検討委員会の開催 (3) 校内検討委員会における協議	9
9	食物アレルギー対応給食の実施決定	11
10	食物アレルギー対応給食の実施決定後の事務処理 (1) 食物アレルギー対応給食実施者名簿の作成・保管等 (2) 例月の事務処理 (3) 食物アレルギー対応給食に関する書類の作成・保管一覧	12
11	食物アレルギー対応給食の実施上の留意点 (1) 安全性の確保 (2) 検食 (3) 緊急対応	16

1 要領の位置づけ

アレルギー疾患を有する児童生徒への具体的な対応については、文部科学省の方針等を受け改訂した「学校（園）におけるアレルギー疾患対応マニュアル」（以下「全体マニュアル」という。）を基本とし、食物アレルギー対応給食における詳細な対応については、「食物アレルギー対応給食実施要領」に基づき行うものとする。

2 食物アレルギー対応給食の実施体制

食物アレルギー対応給食の実施にあたっては、その安全性を二重三重に確保する必要があるため、関係教職員等の間での情報共有とともに、複数教職員等によるチェック体制の強化など、各学校において遺漏なく対応できる体制を構築することが肝要である。

(1) 実施責任者

食物アレルギー対応給食実施にあたっての責任者は学校長である。

学校長は、食物アレルギー対応給食実施に関することを統括し、実施担当者等に対して適切な指示を行うものとする。

(2) 実施担当者

食物アレルギー対応給食の実施担当者は、養護教諭とする。ただし、学校長がやむを得ないと認める場合は、養護助教諭又は保健主事等の中から選任することができる。

実施担当者は、(4)に記すとおり、主として、学校給食関係者の連絡調整、情報の集約・保管に関する事項に携わるものとする。

※ 以下、本要領において、実施担当者＝養護教諭として表記。

(3) 副実施担当者

学校長は、実施担当者が担当する事務が円滑かつ効果的になされるよう副実施担当者を置くものとする。

(4) 実施担当者の事務

実施担当者は、以下の事務を行う。

- ① 食物アレルギー対応給食を実施する児童生徒（以下「実施対象者」という。）の情報の把握に関すること
 - ・食物アレルギー対応給食の実施内容
 - ・アレルギー食材の種類及び食物アレルギー症状の程度
 - ・緊急連絡先
 - ・主治医及びその連絡先
- ② 食物アレルギー対応給食に関する書類の作成や原本の保管に関すること
- ③ 食物アレルギー対応給食の実施に係る連絡又は調整に関すること
- ④ 学級担任と協力して行う実施対象者の保護者との面談に関すること
- ⑤ 校内検討委員会の処務に関すること
- ⑥ その他食物アレルギー対応給食の実施に係る資料の作成及び学校保健課との連絡に関すること

《参考》教職員の役割例

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」より抜粋

校 長	・校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市区町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 ・食物アレルギー対応委員会を設置する。 ・個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 ・関係教職員と協議し、対応を決定する。
保 健 主 事	・食物アレルギー対応委員会を開催する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で連携を図る。
教 職 員	・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。 ・緊急措置方法等について共通理解を図る。 ・学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学 級 担 任	・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 ・給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残り状況等を記録し、実態把握に努める。 ・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 ・他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養 護 教 諭	・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。 ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 ・主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
栄養教諭及び学校栄養職員	・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン等を立案する。 ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 ・安全な給食提供環境を構築する。 ・マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。
教 職 員	・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の対応内容を情報共有する。 ・緊急措置方法等について共通理解を図る。 ・学級担任が不在のときに備え、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
調 理 員	・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。 ・栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。

※文部科学省の指針をそのまま引用しているので、本実施要領と異なる部分がある。

3 食物アレルギー対応給食の方法

■ 食物アレルギー症状を有する児童生徒は、症状の種類・程度に応じて、以下の3種類の方法の一部又は全部を選択できる。

なお、この要領において「食物アレルギー対応給食」とは、「単品の一部取除き（食べない）」「副食の一部取除き」「除去食」の総称とする。

方 法	内 容	給食費の減額
単品の一部 取除き (食べない)	米飯、麦飯、パン、牛乳、副食（マーガリン、チーズ等を含む）のそれぞれについて、該当する給食を予め提供しない方法。 ※ 児童生徒は、必要に応じて、給食と合わせて食べる代替食を持参することができる。	米飯、パン、牛乳、副食（副食全てを食べない場合に限る）の単位で給食費の減額を行う。
副食の一部 取除き	副食を通常どおり提供し、児童生徒が該当食材を取除く方法（八宝菜でうずらの卵を児童生徒が取除くなど）。 ※食物アレルギー症状が比較的軽い児童生徒を対象とする。	給食費の減額を行わない。
除去食	アレルギー食材（卵・乳製品・種実類）を調理段階で除去し、給食を提供する方法（かきたま汁で卵を入れる前に汁を取り分けるなど）。	

※ 給食費の減額方法については、別途「学校給食会計事務の手引」等参照

《注意！》

安全性を考慮し、ピーナッツ単体（一食りんかけピーナッツ、ピーナッツバターなどを含む）の提供はなくすこととしている。ただし、加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示に落花生（ピーナッツ）があるものを制限することは、食材調達が困難となるためできない。そのため、注意喚起表示に落花生（ピーナッツ）がある加工食品は従前どおり使用されることから、極微量でアレルギー反応が誘発される可能性がある児童生徒には留意が必要である。

具体的な手続きとしては、ピーナッツアレルギーの児童生徒がいる場合は、下記のような対応が必要になる。

- ・ 面談において、保護者に説明し、アレルギー対応給食での対応が必要かどうかの確認をする。
- ・ 必要な場合は実施申込書（毎月分）、詳細献立及び物資配合表を配布する。
- ・ 保護者に物資配合表の注意喚起表示の確認及び単品の一部取除き（食べない）の申し込みをしてもらう。

4 除去食対象のアレルギー食材

- 除去食の対象となるアレルギー食材は、以下のとおりとする。

区 分	食 材
卵	鶏卵、うずら卵、マヨネーズ
乳製品	牛乳、チーズ、発酵乳、生クリーム
種実類	アーモンド、カシューナッツ、くるみ、ごま、ごま油

5 食物アレルギー対応給食の開始時期

- 「単品の一部取除き（食べない）」及び「副食の一部取除き」

毎年4月の最初の給食実施日を開始日とする。

なお、学校長がやむを得ないと認める場合は、開始日を変更することができる。

- 「除去食」

◆ 新入生

毎年5月の最初の給食実施日を開始日とする。

なお、学校長がやむを得ないと認める場合は、開始日を変更することができる。

◆ 新入生以外

毎年4月の最初の給食実施日を開始日とする。

なお、学校長がやむを得ないと認める場合は、開始日を変更することができる。

《注意！》

食物アレルギー対応給食を実施する場合は、学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）及び学校生活管理指導表付表（食物アレルギー対応給食用）（以下「管理指導表付表」という。）の内容等から実施の可否の検討が必要となるが、その検討をしっかりと行った上で実施することが肝要である。

そのため、食物アレルギー対応給食の開始時期は、必ずしも上記開始時期とする必要はない。

それまでの間は、代替りのものの持参により対応するなど、安全性の確保を第一に考えるとともに、給食関係者と十分に協議の上、確実に実施可能な日程を設定すること。

6 食物アレルギー対応給食の実施申込み

- 食物アレルギー対応給食の実施等が必要な児童生徒については、学校が指定する提出期限までに、保護者に対し、以下のとおり必要書類の提出を求める。

区 分		提出を求める必要書類
新規申込者		■食物アレルギー対応給食実施申込書（当初・変更）【様式１】 ■管理指導表【様式２】※ ■管理指導表付表【様式２－１】※
既実施者	内容 変更	■管理指導表【様式２】 ■管理指導表付表【様式２－１】
	継続	■管理指導表【様式２】 ■管理指導表付表【様式２－１】
	中止	■食物アレルギー対応給食中止申込書【様式７】

※ 当分の間、除去食以外（単品の一部取除き及び副食の一部取除き）については、提出を任意とする。

- 保護者への必要書類の配布時期及び学校への提出期限の目安は、以下のとおりとする。

なお、６年生（翌年度中学生）については、入学予定の市立中学校における食物アレルギー対応給食実施に資するため、学校保健課より、各小学校に対し、保護者あて関係書類の配布・集約、関係書類の中学校への提出を依頼する（毎年度、年末年始あたりに依頼予定。）。

中学校には、２月中を目途に、小学校から関係書類が引き継がれる。

区 分		配布時期	提出期限	備 考
在校生	継 続	１月中旬	毎年度 ３月中旬	学校ごとに、食物アレルギー対応給食の実施日を考慮しながら提出期限を設定すること。
	新 規 転入生	随時	随時	
新入生	小学校	保護者 説明会	入学時	学校保健課より、各小学校に対し、保護者あて関係書類の配布・集約、関係書類の中学校への提出を依頼する（学校保健課の指定期日までに小学校から中学校に提出）。
	中学校 （小学校 で配布）	１～２月 初旬	２月中旬	

■ 診断書の様式は、「管理指導表」【様式 2】及び「管理指導表付表」【様式 2－1】を使用し、医療機関が作成したものでなければならない。なお、転入生等で転入前の学校用として同様の診断書を有している場合などにおいて、当該診断書が管理指導表及び管理指導表付表の内容を全て含んでいる場合は、当該診断書をもって管理指導表及び管理指導表付表に代えることができる。

- ◆ 管理指導表及び管理指導表付表の作成に要する費用は、保護者負担とする。
- ◆ 管理指導表及び管理指導表付表の有効期間は、国において原則 1 年間とされているため、症状に変化がなくアレルギー対応給食を継続する場合においても、毎年度その提出が必要になる。
- ◆ ただし、9 月 1 日から年度末までの間に新規申込又は実施内容の変更申込をした者については、次年度の実施の継続に伴う管理指導表及び管理指導表付表の提出は不要とする。

《参考 1》アレルギー対応給食の“新規”申込み集約要領

(1) 在校生・転入生等

在校生等で「保健調査票」等から食物アレルギー対応給食が必要と認められる新規対象児童生徒の保護者

配 布 書 類	配布時期 (目安)	提出書類	提出期限 (目安)
● 保護者お知らせ文〔文例 1〕 ※ 転入生は「新入生」用文例 2 参照	年度当初（保健 調査票提出後） 及び 随時（個別の申出）	—	—
● 食物アレルギー対応給食実施申込書 (当初・変更) 【様式 1】		○	随 時 (配布後のなるべく早い時期)
● 管理指導表【様式 2】※ 管理指導表付表【様式 2－1】※		○	
● 緊急連絡カード【様式 3－1】		—	—
● 実施申込書（毎月分）＜見本＞ 【様式 5】		—	—
● 詳細献立表＜見本＞ [資料 1]		—	—
● 物資配合表＜見本＞ [資料 2]		—	—
● 除去食対象献立一覧表 [資料 3]		—	—
● 食物アレルギー対応給食の実施申込 に当たってのご注意【資料 5】		—	—

※ 当分の間、除去食以外（単品の一部取除き及び副食の一部取除き）については、提出を任意とする。

(2) 新入生（小学校）

※ 全保護者に配布するか、申出があった保護者等に配布するか等、配布方法については、学校長判断による。

配 布 書 類	配布時期 (目安)	提出書類	提出期限 (目安)
● 保護者お知らせ文〔文例2〕	保護者 説明会時 (小学校)	—	
● 食物アレルギー対応給食実施申込書 (当初・変更) 【様式1】		○	入学時
● 管理指導表【様式2】※ 管理指導表付表【様式2-1】※		○	入学時
● 緊急連絡カード【様式3-1】		○	入学時
● 実施申込書（毎月分）＜見本＞ 【様式5】		—	—
● 詳細献立表＜見本＞〔資料1〕		—	—
● 物資配合表＜見本＞〔資料2〕		—	—
● 除去食対象献立一覧表〔資料3〕		—	—
● 食物アレルギー対応給食の実施申込 に当たってのご注意【資料5】		—	—

※ 当分の間、除去食以外（単品の一部取除き及び副食の一部取除き）については、提出を任意とする。

《参考2》食物アレルギー対応給食の“継続”“中止”申込み等集約要領

配 布 書 類	配布時期 (目安)	提出書類		提出期限 (目安)
		継続希望	実施内容 変更希望	
● 保護者お知らせ文〔文例3〕	1月中旬	—	—	—
● 食物アレルギー対応給食実施申込書（当初・変更）【様式1】		—	○	3月中旬
● 管理指導表【様式2】※ 管理指導表付表【様式2-1】※		○	○	
● 食物アレルギー対応給食の実施申込に当たってのご注意【資料5】		—	—	—
● 食物アレルギー対応給食中止申込書【様式7】	随時	症状の治癒、又は重篤化により、除去食を要しなくなった場合に提出		随時

※ 当分の間、除去食以外（単品の一部取除き及び副食の一部取除き）については、提出を任意とする。

7 保護者面談

(1) 保護者面談の実施

- 保護者面談は、新規申込者、実施内容の変更申込者、その他管理指導表及び管理指導表付表により症状の変化がある者等を対象に実施する。
- 保護者面談は、管理職、実施担当者が学級担任等と協力して実施する。
- 保護者面談は、必要に応じて、栄養教諭等が同席する。
- 保護者面談においては、主に以下の事項を聴取及び伝達する。

聴取事項	ア 家庭における除去食の実施内容 イ 発症した際のアレルギー食材の摂取量や発症頻度 ウ 発症から現在までの推移 エ 発症した場合の症状の程度や治療上の注意事項
伝達事項	ア 食物アレルギー対応給食で対応できない場合は、代わりのものを持参いただく場合があること イ アナフィラキシーショックを起こしたことがあり、医師から完全除去（※）が必要と診断されている場合は、除去食の実施をお断りすること ウ アドレナリン自己注射薬（「エピペン（登録商標）」）を所持しており、医師から完全除去が必要と診断されている場合は、除去食の実施をお断りすること エ 調理器具の使い分けはできないため、使い分けを要する除去食の実施はお断りすること オ 揚げ物に使用する油は一ヶ月繰り返し使用すること カ 断水、停電、調理上のミスなどにより除去食を提供できない場合があること キ 安全性を最優先し教室での事故を防止するため、「おかわり」はできないこと ク 除去食であることを周囲に明らかにするため、普通食器に移し変えず、専用食器のまま食すること ケ 診断等で予測されなかったアナフィラキシーショックを発症した場合は、保護者の了解を待たずに教育委員会が指定した病院【資料４】に搬送する場合があること

※ 極微量でアレルギー反応が誘発される可能性がある等の場合をいう。（P11「除去食実施条件」参照）

(2) 面談記録の作成

実施担当者等は、保護者面談の結果を「保護者との面談調査記録」【様式３】及び「アレルギー症状に関する保護者からの聴取事項」【様式３－１、全体マニュアル別紙２】に記入し、校内検討委員会に資料として提出する。

8 校内検討委員会

(1) 校内検討委員会の設置

- 食物アレルギー対応給食に関する協議を行うため、学校ごとに、以下の関係者で構成する校内検討委員会を設置する。

校内検討委員会の構成員
・ 学校長 ・ 教頭 ・ 保健主事 ・ 養護教諭、養護助教諭（以下「養護教諭等」） ・ 給食主任 ・ 実施対象者が在籍する学級担任 ・ 栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養代理職員（当該校を所管する者を含む。以下「栄養教諭等」） ・ 調理員（学校給食監理士の代表者（民間委託校は業務総括責任者）） ・ 副実施担当者 等

(2) 校内検討委員会の開催

- 校内検討委員会は、学校が指定する提出期限までに、保護者から食物アレルギー対応給食の実施申込等を受け、保護者面談等所定事項を実施した上で開催する。
- 校内検討委員会の開催時期の目安は、以下のとおりとする。
ただし、学校が指定する提出期限後に実施申込があった場合や年度途中で実施内容の変更申込があった場合は、随時、校内検討委員会を開催し対応する。

《校内検討委員会開催時期等》

区分	～ 2 月	3 月	4 月	5 月
在校生	○管理指導表及び管理指導表付表の提出（実施の継続、実施内容の変更）		① 面談（管理指導表及び管理指導表付表から症状の変化がある者等） ② 校内検討委員会 ③学校長決定 ■ 食物アレルギー対応給食継続	■ 除去食開始 (小1・中1)
	○小学校から必要書類の引継ぎ（中学校）		①面談 ② 校内検討委員会 ③学校長決定 ■ 食物アレルギー対応給食（除去食以外）開始	
新入生（小学校）	○必要書類配布		①面談 ② 校内検討委員会 ③学校長決定 ■ 食物アレルギー対応給食（除去食以外）開始	

- 校内検討委員会は、構成員の一部が用務の都合等により出席できない場合においても、開催することができる。この場合においては、情報共有等のため、欠席者に対し、速やかに協議結果を伝えなければならない。
- また、校内検討委員会構成員に限らず、情報が必要と思われる教職員（教務主任等）についても、情報を伝えておくこと。

(3) 校内検討委員会における協議

- 校内検討委員会においては、保護者から提出された申込書、管理指導表、管理指導表付表及び学校で作成した面談記録をもとに協議を行う。
- 校内検討委員会においては、食物アレルギー対応給食に関して、新規申込者の実施の可否、既実施者の実施の継続及び実施内容の変更について協議を行う。
- 校内検討委員会においては、緊急対応や個別の管理プランについて協議を行う。

なお、「除去食」に関する判断基準は次表のとおりとする。

《「除去食」に関する判断基準》

判断すべき項目		可とする判断基準
新規申込者	除去食の新規実施	次の《「除去食」実施条件》を全て満たすこと
既実施者	除去食の実施継続	管理指導表及び管理指導表付表から症状に変化がなく、実施内容の変更を要しないこと
	除去食の実施内容変更	管理指導表及び管理指導表付表から症状に変化があり、除去食材の変更等その実施内容の変更を要し、次の《「除去食」実施条件》を満たすこと

《「除去食」実施条件》

除 去 食 実 施 条 件
除去食は、以下の「実施条件」を全て満たす場合について、その実施を可とする。 なお、「実施条件」によることが適当ではないと考える場合は、学校保健課と協議すること。 ア 家庭で除去食を実施していること イ アナフィラキシーショックを起こしたことがある場合、完全除去対応（＊）が必要ないと医師から診断されていること 注：万一、調理段階で原因食品の除去を誤った場合を想定した対応が必要である。 ウ エピペンを所持している場合、医師から完全除去は必要ないと診断されていること エ 除去食の実施に当たり、調理器具の使い分けを要しないこと 注：原因食品の成分は、調理器具（回転釜等）の洗浄後も微量に付着している場合がある。これによる事故を防ぐための調理器具の使い分けは調理作業面から困難である。 オ 揚げ物に使用する油は、一ヶ月繰り返し使用すること カ 安全性を最優先し教室での事故を防止するため、「おかわり」はできないこと キ 除去食であることを周囲に明らかにするため、普通食器に移し変えず、専用食器のまま食べること

※ 症状の治癒等により、食物アレルギー対応給食を要しなくなった場合は、保護者からの中止申込に基づき、学校長が食物アレルギー対応給食の中止を決定する。

＊ 完全除去対応が必要な場合とは、極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合をいう。
この場合は、その献立を食べない（単品の一部取り除き）という対応のみとなる。

なお、除去食とは、調理の最終段階で原因食材を取り除いて提供するものであるが、下記の理由により、完全除去対応には該当しない。

- ・調理器具の使い分けはできず、調理器具の洗浄後も原因食材の成分は微量に付着していることがあること
- ・揚げ物に使用する油は、1ヶ月間繰り返し使用すること（成分が溶け出している場合がある）
- ・調理段階で原因食材の除去誤りも想定されること

9 食物アレルギー対応給食の実施決定

■ 食物アレルギー対応給食は、保護者からの申込に基づき、保護者面談の実施及び校内検討委員会における協議を経た上で、学校長が実施の可否を決定する。

《注意！》

アレルギー対応給食の実施にあたり、事故等を防止するためには、児童生徒の食物アレルギーに係る情報が必要に応じて更新され、当該情報を関係教職員等で共有し、お互いに注意を払うことが重要である。

10 食物アレルギー対応給食の実施決定後の事務処理

(1) 食物アレルギー対応給食実施者名簿の作成・保管等

- 実施担当者は、食物アレルギー対応給食実施決定後、速やかに以下の手順により実施者名簿を作成し、学校長等関係者に配布するとともに学校保健課に提出する。

また、実施内容変更や転出入等により実施者に変更が生じた場合は、速やかに実施者名簿を変更し、学校長等関係者に配布するとともに学校保健課に提出する。

《参考》 食物アレルギー対応給食実施者名簿 【様式4】

- 中学校においては、食物アレルギー対応給食実施決定後、「除去食」について、小学校に対し、速やかに除去食実施の依頼を行う。

《参考》 小学校への依頼文 【文例4】

区分	事務手順	校長	学級担任	実施担当者	事務職員	栄養教諭等	調理員
実施者名簿の作成・保管	実施担当者は、食物アレルギー対応給食実施申込書（当初・変更）【様式1】から転記して、食物アレルギー対応給食実施者名簿【様式4】を作成する。			●			
	実施担当者は、申込書【様式1】、管理指導表【様式2】、管理指導表付表【様式2-1】保護者との面談調査記録【様式3】、アレルギー症状に関する保護者からの聴取事項【様式3-1】、実施者名簿【様式4】を必要数複写し、学校長及び学級担任、栄養教諭等、事務職員に配布する。 なお、実施者名簿【様式4】については、小学校においては調理員に、中学校においては給食調理を行う小学校（栄養教諭等、調理員）にも配布する。	○	○	●	○	○	○ 様式4のみ
学校保健課への提出	実施担当者は、作成した 実施者名簿【様式4】 を以下の要領で、学校保健課へ提出する。 ■ 提出方法 校務支援システムメール又は学校メール ■ 提出期限 5月中			●			

(2) 例月の事務処理

実施担当者は、毎月、以下の手順により、保護者及び関係者へ関係書類の配布を行う。

区 分	配布時期	配 布 資 料
保護者配布	前月 20 日頃	■アレルギー対応給食実施申込書（毎月分）【様式 5】 ●詳細献立表 〔資料 1〕 ●物資配合表 〔資料 2〕
関係者配布	下記参照	■アレルギー対応給食実施申込書（毎月分） 【様式 5】（写） ■除去食対応一覧表（調理室用） 【様式 6】（写）

時期 (目安)	事務手順	保護者	校長	学級担任	実施担当者	事務職員	栄養教諭等・調理員	配膳員
前月 20 日 頃	実施担当者は、学校保健課から学校宛にデータ送信される関係書類を受領する。 ■実施申込書（毎月分）【様式 5】 ■除去食対応一覧表【様式 6】 ●詳細献立表〔資料 1〕 ●物資配合表〔資料 2〕				●			
	実施担当者は、保護者への配布書類を、必要数複写し、実施対象者が在籍する学級担任へ渡す。 【様式 5】〔資料 1〕〔資料 2〕			○ ←	●			
	学級担任は、実施対象者を通じて保護者へ配布書類を渡す。 【様式 5】〔資料 1〕〔資料 2〕	○ ←		●				
前月 24 日 まで	学級担任は、保護者から 実施申込書【様式 5】 を受領する。	○	→	●				

前月 25日 まで	学級担任は、 実施者名簿【様式4】 により 実施申込書【様式5】 の記載内容の確認を行った上で、実施担当者に渡す。			● → ○			
	実施担当者は、 実施申込書【様式5】 を複写し、校長、学級担任、事務職員に渡す。		← ○	← ○ ● → ○			
前月 27日 まで	実施担当者は、実施申込書【様式5】を転記して、 除去食対応一覧表【様式6】 を作成し、複写を校長、小学校においては栄養教諭等、調理員に、中学校においては配膳員、小学校（栄養教諭等、調理員）に渡す。		← ○	● → ○ ○			
実施 日	栄養教諭等、調理員は、 除去食対応一覧表【様式6】 により「除去食」対象者、内容等を確認し、調理等を行う。 配膳員は、 除去食対応一覧表【様式6】 により対象者、内容等を確認する。					●	●
	学校長又は代理者は、「除去食」について、他の給食と同様に検食を行う。		●				
	学級担任は、 実施申込書【様式5】 により、配膳の際、「除去食」と他の児童生徒の給食との混同が生じないよう留意する。また、単品の一部取除きの申込者に配膳誤りがないかなどを確実にチェックする。			●			

※ 校長等は給食時間に巡回し、申込みどおりアレルギー対応給食が実施されているかどうか確認する。

(3) 食物アレルギー対応給食に関する書類の作成・保管一覧

様 式		作成者	保管者
食物アレルギー対応給食実施申込書（当初・変更）	【様式 1】	保護者	実施担当者（原本） 学校長（写） 学級担任（写） 栄養教諭等（写） 事務職員（写）
学校生活管理指導表 学校生活管理指導表付表	【様式 2】 【様式 2－1】	医療機関	
保護者との面談調査記録 アレルギー症状に関する保護者からの聴取事項	【様式 3】 【様式 3－1】	実施担当者	
緊急連絡カード	【様式 3－1】	保護者	
食物アレルギー対応給食実施者名簿	【様式 4】	実施担当者	実施担当者（原本） 学校長（写） 学級担任（写） 栄養教諭等（写） 調理員（写） 事務職員（写）
食物アレルギー対応給食実施申込書（毎月分）	【様式 5】	保護者	実施担当者（原本） 学校長（写） 学級担任（写） 事務職員（写）
除去食対応一覧表（調理室用）	【様式 6】	実施担当者	実施担当者（原本） 学校長（写） 栄養教諭等（写） 調理員（写） 配膳員（写）
食物アレルギー対応給食中止申込書	【様式 7】	保護者	実施担当者（原本） 学校長（写） 学級担任（写）

※ 各書類の保存年限

様式 1（食物アレルギー対応給食実施申込書（当初・変更））及び様式 7（食物アレルギー対応給食中止申込書）については、実施対象者が学校に在籍する期間及び卒業・転出等後 1 年間は保存すること。

その他の様式については、各々更新された時点で廃棄しても構わない。

なお、廃棄にあたっては、個人情報としてその取り扱いには十分注意すること。

1 1 食物アレルギー対応給食の実施上の留意点

(1) 安全性の確保

- 食物アレルギー対応給食の実施は、対応を誤った場合、健康被害に直結することから、実施上の安全性の確保について、以下の事項に留意する。

① 安全性の確保の確信

管理指導表及び管理指導表付表や面談において、非常に微量な原因食品の混入でも、アナフィラキシーショック等重篤な健康被害が生じるなど、安全性の確保に関し、確信が得られない場合は、実施を見合わせることを。

② 校内検討委員会の協議結果の尊重

学校長による食物アレルギー対応給食の実施決定に当たっては、校内検討委員会の協議結果を十分に尊重すること。

③ 直前の点検

誤食等の事故防止のため、その日の申込内容に間違いがないか「いただきます」をする前に点検を行うことが望ましいこと。

④ 配膳の際の混同防止

除去食を食べていることを周囲に明らかにするため、普通食器に移し変えず、専用食器のまま食べさせること。また、配膳に使用する容器については、他の給食との判別ができるよう、テプラ等を使用して該当児童生徒の学年及び学級、氏名を明記するとともに、学級担任は、教室での配膳の際に、他の生徒の給食との混同が生じないように工夫すること。

⑤ 「おかわり」の禁止

安全性を最優先し、その日の副食（おかず）はおかわりをさせないこと。

⑥ 担任不在時の引継ぎ

給食時間に学級担任が不在の場合は、補助者に引継ぎを確実に行うこと。

(2) 検 食

- 学校長又は代理者は、「除去食」について、他の給食と同様に、実施対象者の喫食開始時間の30分前までに必ず検食を行う。
- 「除去食」が複数の種類に及ぶ場合、全ての種類について検食を行う。
- 検食結果は、他の給食と同様に、検食簿に記入する。

(3) 緊急対応

■ 食物アレルギー症状については、アナフィラキシーショック等緊急対応を要する場合もあることから、以下の事項に留意する。

① 食物アレルギー発症時の対応

- ・ 食物アレルギー症状を発症した場合は、原則として主治医の診察を受けること。
- ・ ただし、アナフィラキシーショックを発症するなど、症状が重篤で緊急を要する場合は、保護者の了解を待たずに、以下の医療機関に搬送すること。
- ・ なお、搬送の際に同行する教職員は、**管理指導表【様式2】**、**管理指導表付表【様式2-1】**及び**アレルギー症状に関する保護者からの聴取事項【様式3-1】**を持参すること。

《参考》 アナフィラキシーショック等対応医療機関 【資料4】

② 緊急連絡先の把握

食物アレルギー発症時に備え、学校長、教頭、学級担任及び実施担当者等は、実施対象者の緊急連絡先を把握しておくこと。

③ 全体マニュアル等の確認

食物アレルギー発症時に備え、学校長、教頭、学級担任及び実施担当者等は、全体マニュアルや学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン等を確認しておくとともに、日頃から常備しておくこと。

(4) 緊急連絡

① 保護者への連絡

学校長等は、食物アレルギー対応給食の実施の過程において対応を誤った場合や、断水、停電、調理上のミスなどにより食物アレルギー対応給食を提供できなくなった場合は、健康被害発生の有無に関わらず、直ちに実施対象者の保護者へ連絡すること。

② 学校保健課への連絡

食物アレルギー対応給食の実施の過程において対応を誤った場合や、断水、停電、調理上のミスなどにより食物アレルギー対応給食を提供できなくなった場合は、健康被害の発生の有無に関わらず、直ちに学校長等から学校保健課給食係へ連絡すること。連絡後は、原因、経過等について「**食物アレルギー対応給食事故報告書**」【様式8】により報告すること。

食物アレルギー対応給食実施申込書（当初・変更）

年 月 日

学校長 様

保護者氏名

次のとおり学校給食における食物アレルギー対応を申し込みます。

児 童 生 徒 氏 名	年 組		年 月 日生
住 所			TEL
緊 急 時 連 絡 先	(続柄)		TEL 携帯
	(続柄)		TEL 携帯
主 治 医	医療機関名 医 師 名		TEL
食物アレルギー の原因食品・ 摂 取 後 の 症 状	原因食品	摂取後の症状	
対応希望内容 (希望内容に ☒)	☐ 単品の一部取り除き { パン ・ ごはん ・ 麦ごはん ・ 飲用牛乳 (食べない) } その他 () ※麦ごはん 麦ごはんは、「大麦（麦茶の原料）」を、米の 10 % 分使用したごはんで、 小麦アレルギーの方が、必ずしも大麦アレルギーとは限りません。 麦ごはんを食べられない方には、「普通のごはん」を提供致します。 ☐ 副食の一部取り除き () ※児童生徒が当該食材を自分で取り除けることが必要です。 ☐ 除去食 (卵 ・ 乳製品 ・ 種実類)		
家庭の除去食 実施状況	① 除去食開始年令 (才) ② 実施内容 (詳しくお願いします)		
その他 特記事項	食物アレルギー対応給食で対応できない場合の代わりのもの持参 (有 ・ 無) その他		

※食物アレルギー対応給食で対応できないため、献立によって代わりのものの持参が必要な場合は、代わりのもの持参（有）を○で囲んで下さい。

※特別な配慮が必要な疾患のみ記入のこと

田 月 年 日 出 發

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
【緊急時連絡先】		【緊急時連絡先】		【緊急時連絡先】	
A 食物アレルギー一病型(食物アレルギー一病型の場合のみ記載)		A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
B アナフィラキシー一病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)		B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載		C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
D 緊急時に備えた処方箋		D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
E その他の対応		E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理に ついては、給食対応が困難となる場合があります。		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
F その他の対応		F その他の対応・管理事項(自由記述)		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
A 症状のコントロール状態		A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
B-1 長期管理薬(吸入)		B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
B-2 長期管理薬(内服)		C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
B-3 長期管理薬(注射)		D その他の対応・管理事項(自由記述)		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
C 発作時の対応				★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

※特別な配慮が必要な疾患のみ記入のこと

名前 (男・女) 年 月 日生 年 月 日 提出日 年 月 日

病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
A 重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症: 面癢に聞わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 * 軽度の皮疹: 軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 * 強い炎症を伴う皮疹: 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変		学校生活上の留意点 A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記載)		医師名 医療機関名
B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 ()		B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 []		
B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤				
A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ()		学校生活上の留意点 A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C その他の配慮・管理事項(自由記載)		医師名 医療機関名
B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()				
A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬		学校生活上の留意点 A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B その他の配慮・管理事項(自由記載)		医師名 医療機関名
B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他 ()				

学校における日常の取組及び緊急時の対応のため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記入要領 （※①～④は保護者が、⑤～⑥は主治医が記入してください）

①名前、性別、生年月日、学校、年組、提出日は、保護者が記入してください。

③日中、必ず連絡がとれる番号（職場など）を記入してください。

④緊急の対応が必要になった際の連絡先（アナフィラキシー対応病院）を記入してください。

⑥記載日、医師名、医療機関名を記入してください。

②日常の取り組みと緊急時の対応のため、学校生活管理表の内容を関係者で共有します。学校に提出する前に、署名をお願いします。

①保護者が記入してください

⑤

②保護者が記入してください。

【表】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

※特定の配慮が必要な児童の記入のこと

【裏】保護者が記入してください

《保護者あて説明例文》

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出について（依頼）

本市では、アレルギー疾患を有する児童生徒のうち、特別な配慮が必要な方については、別添「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していただき、適切な対応に努めているところです。

つきましては、特別な配慮を希望される場合は、該当疾患ごとに、必要な配慮事項などを主治医に記入していただき、学校にご提出いただくようお願いいたします。（文書料は保護者負担となっております。ご了承ください。）

なお、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していただいた後、主治医の診断に基づき、学校での具体的な取組や、より適切な健康管理、対応方法等を検討するため、保護者の方と面談することとしていますのでご協力をお願いします。

- ※ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要なのは、「特別な配慮」を希望される場合のみです。アレルギー疾患保有者全員が提出しなければならないものではありません。
- ※ 例えば、食物アレルギー（食物アレルギー対応給食が必要な方）とアレルギー性鼻炎を保有している方で、アレルギー性鼻炎について特別な配慮を希望しない場合は、アレルギー性鼻炎の欄への記入は不要です。（食物アレルギー欄のみ記入の上、ご提出ください。）

(学校関係者の方へ) 緊急搬送時には、児童生徒に同行する教職員が必ず携行してください。

学校生活管理指導表付表（食物アレルギー対応給食用）【

年度用】

_____学校 _____年 _____組

名前_____ 男・女 _____年 _____月 _____日 (_____歳)

- 1 制限内容
- に、アレルギー症状をひきおこすものについてチェック、もしくは、具体的な原因食物名・症状・症状が出た時の摂取量を記入してください。
厳しい食事制限の方は複数チェックが必要です。

原因食物		症状・程度
除去食対象食材	卵	【症状】 ----- 【症状が出た時の摂取量】 <鶏卵> ☐ マヨネーズ ☐ 卵料理 (スクランブルエッグ等50g (約1個) 程度使用) ☐ 卵料理 (いり豆腐、かき卵汁等20～30g (約1/2個) 程度使用) ☐ 加工品に含まれる卵 (卵含有パン等 微量～5g 程度使用) <うずらの卵> ☐ うずらの卵
	牛乳 乳製品	【症状】 ----- 【症状が出た時の摂取量】 ☐ 飲用牛乳 ☐ 乳製品 (ヨーグルト、一食チーズ(15g程度)、アイスクリーム、プリン等) ☐ 牛乳料理 (ホワイトルー等50g 程度使用) ☐ 乳製品 (料理に使用の少量のチーズ、脱脂粉乳、生クリーム等5g 程度) ※脱脂粉乳5gは牛乳50ccに相当する。 ☐ 乳製品を含む加工品 (パン等 微量～2g 程度) ☐ 乳糖を含む加工品 (はい芽ふりかけ、わかめふりかけ等微量0.1g 程度)
	種実類 木の実類	【食物名】 【症状】 【症状が出た時の摂取量】
小麦		【症状】 【症状が出た時の摂取量】
甲殻類 (エビ・カニ)		【食物名】 【症状】 【症状が出た時の摂取量】
果物類		【食物名】 【症状】 【症状が出た時の摂取量】
魚類		【食物名】 【症状】 【症状が出た時の摂取量】

※この書類は医師が記入してください。

(学校関係者の方へ) 緊急搬送時には、児童生徒に同行する教職員が必ず携行してください。

肉類	【食物名】	【症状】	【症状が出た時の摂取量】
その他	【食物名】	【症状】	【症状が出た時の摂取量】

2 給食対応が難しいため、弁当を持参

☐ 毎日持参する ☐ メニューによって持参する

3 過去、食事によるアナフィラキシーショックの経験の有無

☐ あり ☐ なし

原因食物名	直近の発症時期	原因食物名	直近の発症時期
卵	年 月 歳	種実類等 ()	年 月 歳
牛乳・乳製品	年 月 歳	その他 ()	年 月 歳

→ 完全除去対応の必要性 ☐ 必要※ (食物名) ☐ 不必要

※ 完全除去対応が必要な場合とは、極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合。

この場合は、その献立を食べない(単品の一部取り除き)という対応のみで、除去食(卵・乳製品・種実類)の対応とならない。

なお、除去食とは、調理の最終段階で原因食材を取り除いて提供するものであるが、下記の理由により、完全除去対応には該当しない。

- ・調理器具の使い分けはできず、調理器具の洗浄後も原因食材の成分は微量に付着している場合があること
- ・揚げ物に使用する油は、1ヶ月間繰り返し使用すること(成分が溶け出している場合がある)
- ・調理段階で原因食材の除去誤りも想定されること

4 過去、アナフィラキシー様症状の経験の有無

☐ あり ☐ なし

原因食物名	症 状 (下記①～⑥を選ぶ)	出現時間帯
		30分以内・1～4時間・半日以上
		30分以内・1～4時間・半日以上

①呼吸困難 ②咳き込み ③嘔吐・腹痛 ④顔面紅潮 ⑤じん麻疹 ⑥その他

5 注意事項

不足の場合は別紙にお願いします。

保護者との面談調査記録

学校	学年	組	番	氏名
学級担任：				
学級副担任：				
対応チーム：				

提出書類リスト

○定期健康診断における所見

- | | | |
|--------|-------------------------------|---|
| ・内科検診 | ☐ 所見なし | ☐ 所見あり：診断内容（　　　） |
| ・耳鼻科検診 | ☐ 所見なし | ☐ 所見あり：診断内容（　　　） |
| ・眼科検診 | ☐ 所見なし | ☐ 所見あり：診断内容（　　　） |
| ・歯科検診 | ☐ 所見なし | ☐ 所見あり：診断内容（　　　） |
| ・結核検診 | ☐ 所見なし | ☐ 所見あり：診断内容（　　　） |
| ・心臓検診 | ☐ 所見なし | ☐ 所見あり：診断内容（　　　） |
| ・尿検査 | ☐ 所見なし | ☐ 所見あり：診断内容（　　　） |

- | | | | | | |
|---------------------------|-----------|---------|---|----|----|
| ○緊急連絡カード・・・・・・・・・・・・・・・・ | (提出年月日： | 年 | 月 | 日) | |
| ○管理指導表（アレルギー疾患用）・・・・・・・・ | (提出年月日： | 年 | 月 | 日) | |
| ○管理指導表付表（食物アレルギー対応給食用）・・・ | (提出年月日： | 年 | 月 | 日) | |
| ○食物アレルギー給食実施申込書（当初・変更）・・・ | (提出年月日： | 年 | 月 | 日) | |
| ○保護者の要請書等・・・・・・・・・・・・・・・・ | (提出年月日： | 年 | 月 | 日) | |
| ○その他（ | ）・・・・・・・・ | (提出年月日： | 年 | 月 | 日) |

備考：

面談記録

実施日	出席者		面談内容の概要
	保護者側	学校側	
年 月 日 時 分～ 時 分 約 時間 分 対応 (記録者：)			
年 月 日 時 分～ 時 分 約 時間 分 対応 (記録者：)			
年 月 日 時 分～ 時 分 約 時間 分 対応 (記録者：)			
年 月 日 時 分～ 時 分 約 時間 分 対応 (記録者：)			
年 月 日 時 分～ 時 分 約 時間 分 対応 (記録者：)			
年 月 日 時 分～ 時 分 約 時間 分 対応 (記録者：)			

年度 アレルギー症状に関する保護者からの聴取事項 (保護者面談票)

注 意 事 項	管理指導表の提出があった児童生徒については、保護者と面接のうえ、必ず本表を <u>毎年度作成</u> すること。
	緊急時の医師・救急隊員等医療関係者への本表の <u>提示</u> について <u>保護者の同意</u> を得ること。
	作成後は、 <u>1部複写</u> したうえ、複写を保護者へ <u>交付</u> し、 <u>内容の確認</u> を得ること。

記載日： 年 月 日

児童生徒の情報

学年組： 年 組 学級担任氏名： _____

児童生徒氏名： _____ 性別： ☐男 ☐女

住 所： _____

生年月日： 年 月 日 年齢： 歳

保護者氏名： _____ 続柄： _____ 電話： _____ 携帯： _____

保護者氏名： _____ 続柄： _____ 電話： _____ 携帯： _____

かかりつけ医療機関名： _____ 電話： _____

主治医氏名： _____ 診療科： _____

緊急搬送時には、児童生徒に同行する教職員が必ず携行してください。

アレルギー疾患全般について

質問 1 現在治療中のアレルギー疾患

☐喘息 ☐アレルギー性鼻炎 ☐アトピー性皮膚炎 ☐アレルギー性結膜炎
☐食物アレルギー ☐その他 ()

質問 2 アレルギー症状を引き起こす原因

☐ダニ ☐ハウスダスト ☐ペットのふけ、毛等 ☐花粉 ☐カビ
☐蜂毒 ☐食物 (種類は質問 4) ☐薬物 (薬品名:)
☐その他 ()

質問 3 医師から出されている、学校生活に関する (回避等の) 指示の内容

アレルギー疾患名	医師の指示の内容

食物アレルギーの原因物質について

質問 4 食物アレルギーを起こす原因物質

食物名 ()

質問 5 現在、家庭で除去をしている食べ物

☐ない ☐ある (食物名)

質問 6 除去食の判断は誰がしたのか

☐医師 ☐保護者 ☐その他 ()

質問 7 過去に除去食を行っていたが、現在食べられるようになった食物

☐食物名 ()

質問 8 アレルギー検査の受診状況

☐ない ☐ある: 結果 陽性の食物名 ()
陰性の食物名 ()

食物アレルギーの症状について

質問 9 原因物質摂取後に起こる症状

食物名	症 状
卵	☐ 不明 症状が出た時の
	☐ ある: 症状 _____ 摂取量 _____ 頻度 _____ 回

緊急搬送時には、児童生徒に同行する教職員が必ず携行してください。

牛 乳	☐ 不明 ☐ ある：症状 _____ 摂取量 _____ 頻度 _____ 回
小 麦	☐ 不明 ☐ ある：症状 _____ 摂取量 _____ 頻度 _____ 回
	☐ 不明 ☐ ある：症状 _____ 摂取量 _____ 頻度 _____ 回
	☐ 不明 ☐ ある：症状 _____ 摂取量 _____ 頻度 _____ 回
	☐ 不明 ☐ ある：症状 _____ 摂取量 _____ 頻度 _____ 回

質問 10 運動での症状の発症

☐ ない

☐ ある → ☐ 食事との関係がある ☐ 食事との関係がない

☐ 食事後経過時間 (時間 分)
 症状の内容 ()

質問 11 アナフィラキシーショックの有無

☐ ない

☐ ある：回数 _____ 回 最後の発症年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

原因 ()

救急車使用 ☐ ある ☐ なし 入院 ☐ ある ☐ なし

アレルギーの治療薬について

質問 12 治療のために使用している薬の有無

☐ ない

☐ ある

使用法	薬品名	家庭での使用状況
内服		☐ 意識あれば自ら使用 ☐ 毎回保護者が援助して使用 ☐ その他 ()
吸入		☐ 意識あれば自ら使用 ☐ 毎回保護者が援助して使用 ☐ その他 ()
外用		☐ 意識あれば自ら使用 ☐ 毎回保護者が援助して使用 ☐ その他 ()
注射		☐ 意識あれば自ら使用 ☐ 毎回保護者が援助して使用 ☐ その他 ()
その他		☐ 意識あれば自ら使用 ☐ 毎回保護者が援助して使用 ☐ その他 ()

緊急搬送時には、児童生徒に同行する教職員が必ず携行してください。

質問 13 学校に携帯を希望する薬の有無

☐ ない

☐ ある：薬品名（ ）

質問 14 薬の児童自身の管理

☐ 自分で管理ができる

☐ 自分で管理ができない（管理の方法 ）

給食の対応について

質問 15 特に配慮が必要かどうか（例 調理器具の区別）

☐ ない

☐ ある 配慮事項： ☐ 調理器具の区別

☐ 揚げ油の 1 ヶ月間の使い回し

☐ 加工食品の原材料の欄外表示（注意喚起表示）でも症状が出る
（コンタミネーション）

☐ その他（ ）

運動や課外活動の際の留意事項について

質問 16 主治医から運動や課外活動について注意を受けている内容

☐ ない

☐ ある 指導内容： _____

その他、要望事項、合意事項

緊急搬送時には、児童生徒に同行する教職員が必ず携行してください。

緊急連絡カード

※心臓病や腎臓病などの疾患で定期的に病院を受診していたり、ぜん息やアレルギー等で心配がある場合、または学校に配慮して欲しいことがある場合は、必ず記入して下さい。

学校名		学校	
		年 組	氏名
記載日			
記載者			
主な病名			
主な症状		薬を飲んでいる場合：薬名（ ）	
学校生活で配慮すべき 内容や連絡事項 等			
学校へ携帯する薬がある場合		携帯薬	
		投与方法	
		保管方法	
		安全性の情報	
		副作用	
		併用禁忌 等	
緊急時	予測される緊急を 要する状態		
	対処の仕方		
	移送する病院	病院名 主治医	電話
かかりつけの病院		病院名 主治医 診察券番号	電話

[illegible]

注1 性別は男子は「1」、女子は「2」を記入してください。

注2 該当欄に「1」をそれ以外には無記入でお願いします。(1人で複数該当する場合があります。)

注3 食物アレルギーにより、年間を通して給食を停止している(にこにこ給食を除く)児童生徒については、完全弁当欄に「1」を記入ください。

注4 名簿に変更がある場合及び新年度に、学校保健課へ提出してください。

《記入例》

食物アレルギー対応給食実施者名簿（ 学校）

【様式4】

（ 年 月 日現在）

アレルギー 児童生徒氏名	年組	性別	除去食		単品の一部取除き								副食の一部取除き						一部 弁当 持参	完全 弁当	
			卵	乳製 品	食 材	食 材								食 材							
						牛乳	チーズ	マーガ リン	ココア クリー ム	ナッツ 豆類	パン	米飯	麦飯	うず ら卵	えび いか						
1 ○○ ○○	1 1	1	1	1														1			
2 ○○ ○○	1 1	2							1												
3 ○○ ○○	2 1	1	1															1			
4 ○○ ○○	3 2	2																			
5 ○○ ○○	3 3	1								1								1			
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					

注1 性別は男子は「1」、女子は「2」を記入してください。

注2 該当欄に「1」をそれ以外には無記入でお願いします。（1人で複数該当する場合があります。）

注3 食物アレルギーにより、年間を通して給食を停止している（にこに給食を除く）児童生徒については、完全弁当欄に「1」を記入ください。

注4 名簿に変更がある場合及び新年度に、学校保健課へ提出してください。

【注意】 内容をよくご確認の上、ご記入をお願いします。

〇〇〇年〇月 食物アレルギー対応給食実施申込書(毎月分)

年 組 児童氏名

年 月 日

保護者氏名

- ①「除去食」希望の場合は、除去食対象食材について「除去食」欄に○印を記入下さい。
- ・除去食の対象は、卵、乳製品、種実類の3種類のみです。
 - ・除去食として対応できない、卵・乳・種実類は献立名の後ろに()書きしています。
 - ・調理上、アレルギー食材以外の食材も入らない場合があります。
- ②「食べない」欄には、食べられないものが入っているため、その献立を「食べない」場合に○印を記入下さい。
- ③「副食(おかず)」の中から本人が教室で取除く」欄には、献立に食べられないものが入っているが、教室で取除けば食べられる場合に、取除く食材を記入下さい。
- ④食べられない献立があるため代替りのものを持参する場合、「代替りのものを持参」の「一部」または「全部(弁当)」の欄に○印を記入ください。代替りのものを持参しない場合、「一部」の欄に×印を記入下さい。
- ⑤揚げ物に使用する油は1カ月間繰り返し使用します。アレルギーとなる物質が油に溶け出すことを考慮して、配慮が必要な場合は注意してください。

◎安全上の問題を考慮し、教室での誤食を防ぐため、「①除去食」「②食べない(おかず)」「③副食(おかず)」の中から本人が教室で取除く」の場合、当日の主食・牛乳以外のおかわりは控えさせていただきます。

◎「④代替りのものを持参」の「一部」または「全部(弁当)」の場合、該当日には代替りのものを必ず持たせてください。

※最後のページまでしっかりと内容をご確認の上、記入漏れのないようご注意ください。

※当月の申込が全くない場合、「クラス」「児童氏名」「保護者氏名」と下記「今回の～申込はありません。」の欄に○印を記入の上、申込書全頁を提出して下さい。

今回の食物アレルギー対応給食実施申込はありません。

〔各月の給食について、前月24日(2月は22日)までに学校に提出して下さい。〕

年 組 児童氏名

【小学校様式5】 No.2

日付	門司区・小倉北区・小倉南区		①除去食	②食べない	③副食(おかず)の中から本人が教室で取除く (取除く食材記入)	④代わりのものを持参	
	献立名	除去食対象食材				一部	全部 (弁当)
11 金	ご飯						
	かしわめし						
	鯛のすまし汁						
	一食ひとくちいちごゼリー						
14 月	コッペパン						
	ホワイトシチュー (牛乳・脱脂粉乳・シュレットチーズ)						
	イタリアンドレッシングサラダ						
15 火	ソフトチーズパン						
	皿うどん	ごま油					
	だいずの昆布煮						
	甘夏かん						
28 月	麦ご飯						
	一食はい芽ふりかけ						
	和風サイコロステーキ						
	野菜スープ						
	一食アセロラゼリー						
30 水	ご飯						
	一食ひじきふりかけ						
	魚とだいずのみそがらめ						
	ゆかり和え						
	若竹汁						

※ 除去食として対応できない、卵・乳・種実は献立名の後ろに()書きしています。

※ 色がついている欄には、何も記入しないで下さい。

【注意】 内容をよくご確認の上、ご記入をお願いします。

《記入例》

〇〇〇年〇月 食物アレルギー対応給食実施申込書(毎月分)

2年 3組 生徒氏名 北九 花子

年 月 日

すべてのページに「クラス」と「生徒氏名」を記入してください。

保護者氏名 北九 太郎

① 「除去食」希望の場合は、除去食対象食材について「除去食」欄に○印を記入

・除去食の対象は、卵、乳製品、種実類の3種類のみです。

・除去食として対応できない、卵・乳・種実類は献立名の後ろに()書きしています。

・調理上、アレルギー食材以外の食材も入らない場合があります。

「保護者氏名」をご記入ください。(押印は不要です)

② 「食べない」欄には、食べられないものが入っているため、その献立を「食べない」場合に○印を記入下さい。

③ 「副食(おかず)」の中から本人が教室で取除く」欄には、献立に食べられないものが入っているが、
教室で取除けば食べられる場合に、取除く食材を記入下さい。

④ 食べられない献立があるため代替りのものを持参する場合、「代替りのものを持参」の「一部」または「全部(弁当)」
の欄に○印を記入ください。代替りのものを持参しない場合、「一部」の欄に×印を記入下さい。

⑤ 揚げ物に使用する油は1カ月間繰り返し使用します。アレルゲンとなる物質が油に溶け出すことを考慮して、
配慮が必要な場合は注意してください。

◎安全上の問題を考慮し、教室での誤食を防ぐため、「①除去食」「②食べない(おかず)」「③副食(おかず)」
の中から本人が教室で取除く」の場合、当日の主食・牛乳以外のおかわりは控えさせていただきます。

◎「④代替りのものを持参」の「一部」または「全部(弁当)」の場合、該当日には代替りのものを必ず
持たせてください。

※最後のページまでしっかりと内容をご確認の上、記入漏れのない

※当月の申込が全くない場合、「クラス」「生徒氏名」「保護者氏名」
欄に○印を記入の上、申込書全頁を提出して下さい。

今月の申込がまったくない場合、この欄
に「○」印を記入してください。
無記入のままでは、記入漏れなのか申
込がないのか分からないので、ご記入
をお願いします。

今回の食物アレルギー対応給食実施申込はありません。

〔各月の給食について、前月24日(2月は22日)までに学校に提出して下さい。〕

2年 3組

生徒氏名 北九 花子

【中学校様式 5】 No.2

日付		門司区・小倉北区・小倉南区	すべてのページに「クラス」と「生徒氏名」を記入してください。	②食べない	③副食(おかず)の中から本人が教室で取除く (取除く食材記入)	④代わりのものを持参	
		献立名	除去食対象食材			一部	全部 (弁当)
11	金	ご飯					
		かしわめし			○		○
		鯛のすまし汁			○		○
		一食ひとくちいちごゼリー			○		○
14	月	コッペパン					
		ホワイトシチュー (牛乳・脱脂粉乳・シュレットチーズ)			○		○
		イタリアンドレッシングサラダ					
15	火	ソフトチーズパン					
		皿うどん	ごま油	○			
		だいずの昆布煮					
		甘夏かん					
28	月	麦ご飯					
		一食はい芽ふりかけ			○		×
		和風サイコロステーキ					
		野菜スープ					
		一食アセロラゼリー					
30	水	ご飯			○		
		一食ひじきふりかけ			○		
		魚とだいずのみそがらめ			○		
		ゆかり和え			○		
		若竹汁			○		

※ 除去食として対応できない、卵・乳・種実 は献立名の後ろに()書きしています。

※ 色がついている欄には、何も記入しないで下さい。

献立全てを食べず、全部
弁当持参となります。

《記入例》

年 月 除去食対応一覧表（調理室用）

門司区・小倉北区・小倉南区

【No.1】

日付	献立名	除去食対象食材	除去食対象者（学年・組・氏名）				
21	月	小さいパン					
		ミートソーススパゲッティ					
		ツナマヨネーズ					
22	火	ご飯					
		カレーライス					
		ヨーグルトサラダ					
23	水	小さいパン					
		スライスチーズ					
		皿うどん					
		フライドビーンズ					
24	木	ご飯					
		ひじきのいため煮					
		むらくも汁					
25	金	パン					
		ピーナッツバター					
		レバーのカレー煮					
		中華スープ					
		粉ふきいも					
28	月	ご飯					
		さばのごま煮					
		かきたま汁					
		ゆかり和え					

※除去を行う場合は、除去食対象食材の右欄に、○を記入してください。
（除去をしない場合は、原則として、何も記入しないでください。）

〇〇〇年〇月 除去食対応一覧表（調理室用）

門司区・小倉北区・小倉南区

【No.1】

日付	献立名	除去食対象食材	除去食対象者（学年・組・氏名）				
			〇年 〇組	〇年 〇組	〇年 〇組	〇年 〇組	〇年 〇組
			〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
21	月	小さいパン					
		ミートソーススパゲッティ					
		ツナマヨネーズ	マヨネーズ				
22	火	ご飯					
		カレーライス					
		ヨーグルトサラダ	醗酵乳				
23	水	小さいパン					
		スライスチーズ					
		皿うどん	ごま油	〇			
		フライドビーンズ					
24	木	ご飯					
		ひじきのいため煮					
		むらくも汁	卵				
25	金	パン					
		ピーナッツバター					
		レバーのカレー煮					
		中華スープ					
		粉ふきいも					
28	月	ご飯					
		さばのごま煮	ごま				
		かきたま汁	卵				
		ゆかり和え					

※除去を行う場合は、除去食対象食材の右欄に、〇を記入してください。
（除去をしない場合は、原則として、何も記入しないでください。）

食物アレルギー対応給食中止申込書

年 月 日

学校長 様_____
保護者氏名

次のとおり学校給食における食物アレルギー対応の中止を申し込みます。

児 童 生 徒 氏 名	年 組	年 月 日生
住 所		TEL
中止理由 (中止理由に ☐)	☐ 食物アレルギー症状が治癒したため 治癒の状況を記入してください ☐ 食物アレルギー症状が重篤化（食物アレルギー対応給食で対応できない症状）したため 重篤化の状況を記入してください ☐ その他 内容等を記入してください	
中止内容 (中止する実施内容に ☐)	☐ 単品の一部取り除き（食べない） ☐ 副食の一部取り除き ☐ 除去食	

食物アレルギー対応給食事故報告書

年 月 日

学校保健課長 様

北九州市立 _____ 学校

校長 _____

- 1 事故把握日時 _____ 年 月 日 曜日 時 分
- 2 対象児童生徒 _____ 年 組
- 3 当該児童生徒のアレルギー原因食物
- 4 献立及び使用食材
- 5 当日の食物アレルギー対応給食の申込内容
- 6 事故の概要（どのような経緯で症状が出て、誰が、どのように気が付き、その場でどのような措置をとったか、病院搬送の有無、等）
- 7 当該児童生徒の症状及びその後の経過（発見時の症状→現時点で把握できている状態）
- 8 発生の原因
- 9 今後の対応策

在校生保護者宛文例

年 月 日

保護者様

北九州市教育委員会

食物アレルギー対応給食について（お知らせ）

今年度提出いただいた『保健調査票』に「食物アレルギー症状がある」とご記入いただいている保護者の方へのご案内です。

北九州市では、下記のとおり食物アレルギー対応給食を実施していますので、申込みを希望される方、ご質問のある方は、学校までお尋ねください。

記

1 食物アレルギー対応給食の内容

食物アレルギー症状を有する児童生徒は、症状の種類・程度に応じて、次の3つの方法の一部又は全部を献立ごとに選択できます。

（1）単品の一部取除き（食べない）

米飯、麦飯、パン、牛乳、副食（マーガリン、チーズ等を含む）のそれぞれについて、該当する給食を提供しない（食べない）方法です。

（2）副食の一部取除き

例えば、八宝菜におけるうずらの卵など、教室において、児童生徒本人が調理後の副食（おかず）からアレルギー食材を取り除きます。食物アレルギー症状が比較的軽い児童生徒を対象とします。

（3）除去食

例えば、かきたま汁における卵など、調理の最終段階でアレルギー食材を入れる献立において、対象児童生徒に配分する分量を調理段階であらかじめ取り分けるなどの方法により、アレルギー食材を取り除いて給食を提供します。

※ 除去が可能なアレルギー食材

卵、乳製品、種実類（ごま、アーモンド等）の3種類を原則としています。

※ 安全性を考慮し、「ピーナッツ」単体（一食りんかけピーナッツ、ピーナッツバターなどを含む）の提供はしておりません。ただし、加工食品において、原材料の欄外表記（注意喚起表示）に落花生（ピーナッツ）があるものは使用されますので、極微量でアレルギー反応が誘発される可能性がある場合は、単品の一部取除き（食べない）等の申込みが必要となります。

2 詳細についてのお問い合わせ

除去食が実施できる献立は限られています。また、アレルギー対応給食の申込みにあたっては、医師の診断書（学校生活管理指導表及び学校生活管理指導表付表）が必要（当分の間、除去食以外（単品の一部取除き及び副食の一部取除き）については、提出は任意）です。

なお、アレルギーの程度などにより、お申込みいただいても対応できない場合があります。詳細については、学校にお問い合わせください。

新入生保護者宛文例

年 月 日

新入学児童生徒の保護者 様

北九州市教育委員会

食物アレルギー対応給食について（お知らせ）

北九州市では、下記のとおり食物アレルギー対応給食を実施しています。
申込みを希望される方、ご質問のある方は、学校までお尋ねください。

記

1 食物アレルギー対応給食の内容

食物アレルギー症状を有する児童生徒は、症状の種類・程度に応じて、次の3つの方法の一部又は全部を献立ごとに選択できます。

（1）単品の一部取除き（食べない）

米飯、麦飯、パン、牛乳、副食（マーガリン、チーズ等を含む）のそれぞれについて、該当する給食を提供しない（食べない）方法です。

（2）副食の一部取除き

例えば、八宝菜におけるうずらの卵など、教室において、児童生徒本人が調理後の副食（おかず）からアレルギー食材を取り除きます。食物アレルギー症状が比較的軽い児童生徒を対象とします。

（3）除去食

例えば、かきたま汁における卵など、調理の最終段階でアレルギー食材を入れる献立において、対象児童生徒に配分する分量を調理段階であらかじめ取り分けるなどの方法により、アレルギー食材を取り除いて給食を提供します。

※ 除去が可能なアレルギー食材

卵、乳製品、種実類（ごま、アーモンド等）の3種類を原則としています。

※ 安全性を考慮し、「ピーナッツ」単体（一食りんかけピーナッツ、ピーナッツバターなどを含む）の提供はしておりません。ただし、加工食品において、原材料の欄外表記（注意喚起表示）に落花生（ピーナッツ）があるものは使用されますので、極微量でアレルギー反応が誘発される可能性がある場合は、単品の一部取除き（食べない）等の申込みが必要となります。

2 詳細についてのお問い合わせ

除去食が実施できる献立は限られています。また、アレルギー対応給食の申込みにあたっては、医師の診断書（学校生活管理指導表及び学校生活管理指導表付表）が必要（当分の間、除去食以外（単品の一部取除き及び副食の一部取除き）については、提出は任意）です。

なお、アレルギーの程度などにより、お申込みいただいても対応できない場合があります。詳細については、学校にお問い合わせください。

継続者保護者等宛文例

年 月 日

保護者様

北九州市教育委員会

食物アレルギー対応給食について（お知らせ）

現在、アレルギー対応給食を申し込まれている児童生徒の保護者の方へのご案内です。
これまでと同様の取り扱いを希望される場合は、改めて申し込まれる必要はありません。

引き続きアレルギー対応給食を希望される場合は、「学校生活管理指導表」及び「学校生活管理指導表付表」を提出※していただくようお願いいたします。

また、アレルギー症状が治癒したなどにより、食物アレルギー対応給食の中止を希望される場合は、中止申込書を提出していただくようお願いいたします。

なお、ご質問等のある方は、学校までお尋ねください。

※ 当分の間、除去食以外（単品の一部取除き及び副食の一部取除き）については、提出は任意です。

記

1 食物アレルギー対応給食の内容

食物アレルギー症状を有する児童生徒は、症状の種類・程度に応じて、次の3つの方法の一部又は全部を献立ごとに選択できます。

(1) 単品の一部取除き（食べない）

米飯、麦飯、パン、牛乳、副食（マーガリン、チーズ等を含む）のそれぞれについて、該当する給食を提供しない（食べない）方法です。

(2) 副食の一部取除き

例えば、八宝菜におけるうずらの卵など、教室において、児童生徒本人が調理後の副食（おかず）からアレルギー食材を取り除きます。食物アレルギー症状が比較的軽い児童生徒を対象とします。

(3) 除去食

例えば、かきたま汁における卵など、調理の最終段階でアレルギー食材を入れる献立において、対象児童生徒に配分する分量を調理段階であらかじめ取り分けるなどの方法により、アレルギー食材を取り除いて給食を提供します。

※ 除去が可能なアレルギー食材

卵、乳製品、種実類（ごま、アーモンド等）の3種類を原則としています。

※ 安全性を考慮し、「ピーナッツ」単体（一食りんかけピーナッツ、ピーナッツバターなどを含む）の提供はしておりません。ただし、加工食品において、原材料の欄外表記（注意喚起表示）に落花生（ピーナッツ）があるものは使用されますので、極微量でアレルギー反応が誘発される可能性がある場合は、単品の一部取除き（食べない）等の申込みが必要となります。

【文例4】

年 月 日

〇〇小学校長 〇〇 〇〇 様

〇〇中学校長 〇〇 〇〇

食物アレルギー対応給食「除去食」の実施について

平素より、本校の学校運営に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本校の学校給食に関し、保護者より実施申込のあった「除去食」について、校内食物アレルギー対応給食検討委員会で協議を行った結果、下記のとおり実施することを決定しました。

つきましては、給食調理に関し、対象者への「除去食」提供について、対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 除去食実施対象者 〇〇人
(除去食材別内訳) 卵：〇人 乳製品：〇人 種実類：〇人
- 2 除去食実施時期 上記実施対象者への「除去食」は、以下の月の学校給食より、提供の対応をお願いします。
〇〇年〇〇月

21日(月)			
献立名	材料名	量(g)	
	小さいパン(県産小麦粉)	50	
	牛乳	206	
ミートソーススパゲッティ	スパゲッティ	30	
	塩	0.05	
	サラダ油	2	
	豚ひき肉	25	
	たまねぎ	40	
	にんじん	15	
	(冷)グリーンピース	5	
	ガーリック	0.01	
	サラダ油	0.5	
	トマトピューレ	20	
	砂糖	1	
	ソース	4	
	コンソメスープのもと	0.5	
	でん粉	0.5	
水	1		
塩	0.15		
洋こしょう	0.02		
ツナマヨネーズ	レトルトまぐろ油漬け	25	
	きゅうり	20	
	マヨネーズ	6	
	塩	0.05	
	洋こしょう	0.01	

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

〇〇〇年〇月分 学校給食物資配合表＜見本＞

※同じ物資でも、入札の関係で配合が変わる場合がありますので、毎月、必ず内容を確認してください。

※アレルギー物質(特定原材料)のうち、卵・乳・種実について、配合物資欄に、太字・斜体で標記しています。

使用日		品名	配合物資・配合割合(%)	注意喚起表示
A	B			
14 19	13 19	(冷)水煮だいず	大豆【大豆】 100	
27	29	(冷)いわし *40g	いわし 100	※同一ライン:乳、 小麦、えび、大豆、 さば、ごま
19	19	(冷)ホキ(角切り)	ホキ 100	※同一ライン:えび、 かに、小麦、いか、 さけ、さば
12 27 28	12 20 29	かまぼこ	すけそうすり身 90 でん粉(ばれいしょ) 5.5 みりん(発酵調味液) 1.5 調味料(アミノ酸) 1.5 食塩 1.5 水	※同一ライン:えび、 かに、卵、大豆、 ゼラチン ※同一工場別ライン: 小麦、乳、いか
15	14	てんぷら	すけそうすり身 90 でん粉(ばれいしょ) 5.5 食塩 1.5 みりん(発酵調味液) 1.5 調味料(アミノ酸) 1.5 水 揚げ油(菜種油)	※同一ライン:えび、 かに、小麦、卵、 乳、大豆、ゼラチン ※同一工場別ライン: いか
13	21	いりこ(中ぶり)	かたくちいわし	※原料由来でえび、 かにが混ざる漁法で 採取しています。
28	20	しらす干し	いわし稚魚 食塩	※本製品で使用して いるいわし稚魚は、 エビ、カニ、イカが 混ざる漁法で採取 しています。 ※同一ライン:いか、 ごま、さけ
12	12	あさりの佃煮	あさり 62.9 砂糖 17.3 しょうゆ【大豆・小麦】 6.3 水あめ 4.7 みりん 3.1 しょうが 3.1 アサリエキス 1.29 魚介エキス 0.8 かつおぶしエキス 0.5 調味料(有機酸) 0.01	※本製品で使用して いる二枚貝には、かにが 共生しています。 ※同一ライン:かに、 落花生、ごま、さば
21	18	きざみチーズ	ナチュラルチーズ【乳】 86.1 乳化剤 1.8 重曹 0.1 水 12	
18	28	切り干しだいこん	青首大根 100	※同一ライン:えび、 ごま、さけ

除去食の対象献立一覧表

No1

卵		卵(マヨネーズ)		乳製品	
煮物	親子煮	炒め物	じゃがいもとソーセージのマスタード炒め	煮物	ポークビーンズ
	開花煮		じゃがいもとピーマンの香り炒め		マッシュポテト
	肉みそおでん	和え物	ごぼうサラダ		スイートポテト
	いり豆腐		カリフラワーとツナのサラダ		ポテトのチーズ煮
	凍り豆腐の卵とじ		サーモンサラダ		じゃがいもとさやいんげんのスープ煮 (R3年度から)
汁物	中華スープ		スイートポテトサラダ	汁物	クラムチャウダー
	肉団子とうずら卵のスープ		ツナサラダ(マヨネーズ)		ミネストローネ
	むらくも汁		ツナマヨネーズ(ツナマヨネーズサンド)		ボルシチ
	かきたま汁		スパゲッティサラダ		スクランブルエッグ
	コーンスープ		ビーフンサラダ	炒め物	ポテト入りスクランブルエッグ
	かに入りコーンスープ		ポテトサラダ		マセドワンサラダ
	五目スープ		マカロニサラダ	和え物	ヨーグルトサラダ
	はるさめスープ		マセドワンサラダ		めん
	黄花湯(ホアンホワタン)		小松菜とツナのごまマヨネーズ和え	なすのミートソーススパゲッティ (※調理上、スパゲッティは入らない場合があります)	
	卵スープ	卵除去の一つとして、マヨネーズが除去できます。		イタリアンスパゲッティ	
チンゲンサイのスープ					
わかめスープ					
炒め物	スクランブルエッグ	注意事項 ・アレルギー食材の除去は調理の最終段階で取り除ける献立に限ります。 調理上、アレルギー食材以外の食材も入らない場合があります。 ・卵などの原因食品を含んだ加工品の除去はできません。 物資配合表を参考にしてください。 ・調理器具を別にするなど厳密にする必要がある場合は対応できません。 ・この献立は基本的なものに限っています。また、学校によって一部内容が異なる場合があります。詳しくは学校にお尋ね下さい。 ※以下の献立のアレルギー食材は教室の配膳時に取り除くことができるため、「副食の一部取り除き」献立とします。 【卵】 ・あなごどんぶり ・うな丼 ・ビビンバ風どんぶり ・三色ごはん ・鮭ずし ・ちらしずし ・菜の花ずし 【ごま】 ・ごまラーメン など			
	ポテト入りスクランブルエッグ				
	にらとベーコンの卵とじ				
	あさりとひじきの卵とじ				
	えびと卵の炒め物				
	牛肉と卵の炒め物				
	きくらげとうずら卵の炒め物				
	野菜の中華炒め				
野菜とレバーの中華炒め					
八宝菜					
和	千草和え				
ごはん	中華どんぶり				
	中華五目ごはん				
	ひじきのまぜごはん				
めん	親子うどん (※調理上、麺は入らない場合があります)				
	皿うどん				
うずら卵は献立に入らない日もあります。					

除去食の対象献立一覧表

No2

アーモンド		ごま		ごま油	
炒め物	野菜のアーモンド炒め	煮物	さばのごま煮		切り干しだいこんとあさりの煮物
			竹輪の照り煮		豆腐ときのこのスープ煮
和え物	野菜のアーモンド和え	炒め物	きんぴらごぼう	煮物	麻婆なす
	アーモンドサラダ		じゃがいものきんぴら		麻婆豆腐
	魚とだいずのアーモンド和え		のぎわな漬けの油炒め		豆腐入り中華風煮
	ブロッコリーのアーモンド和え		こんにゃくのきんぴら		チゲ風みそ煮
	あさりと野菜のアーモンド和え		にんじんしりしり(R3年度から)		黄花湯(ホアンホワタン)
カシューナッツ			キャベツのごま和え	汁物	きのこスープ
炒	鶏肉とカシューナッツの中華炒め		ひじきと野菜のごま和え		チンゲンサイのスープ
	くるみ		ほうれんそうのごま和え	揚げ物	乾炒魚(ガンチャオユイ)
和	野菜のくるみ和え	ブロッコリーのごま和え	小松菜のごま和え		厚揚げの甘酢あん
	その他、種実類 ごま アーモンド カシューナッツ くるみ を調理の最終段階で使用した献立（炒め物、和え物）		ほうれんそうとキャベツのごま和え	炒め物	中華きゅうり
野菜のごま和え			じゃがいものきんぴら		
あさりと野菜のごまドレッシング和え			大根のしょうゆ炒め		
切り干しだいこんのごま酢和え			豚肉とピーマンの炒め物		
ごま酢和え			牛肉と卵の炒め物		
はるさめのごま酢和え			きくらげとうずら卵の炒め物		
もやしの酢の物			八宝菜		
もやしとキャベツの酢の物			鶏肉とカシューナッツの中華炒め		
野菜の即席漬け			野菜とレバーの中華炒め		
あさりと野菜のごま和え			野菜の中華炒め		
鶏肉と野菜の中華和え			レバニラ炒め		
ごぼうサラダ			じゃがいもとピーマンの香り炒め		
ナムル			こんにゃくのきんぴら		
小松菜のナムル			きくらげと小松菜の炒め物		
小松菜とキャベツのごま和え			にらとえのきの豆板じゃん炒め		
小松菜とわかめの和え物					
ひよこ豆のサラダ			和え物	小松菜のナムル	
野菜のごま酢和え				ナムル	
小松菜とツナのごまマヨネーズ和え			ごはん	中華どんぶり	
ひじきとにんじんのごまドレッシング和え				中華五目ごはん	
				ツナとごぼうの混ぜご飯	
ごはん	三色ごはん	めん	豚肉と小松菜たちの混ぜご飯		
	手巻きごはん		みそラーメン		
	ツナそぼろごはん		ラーメン		
	鮭そぼろごはん		ごまラーメン		
	たかなめし		中華ミートソーススパゲッティ		
	ひじきのまぜごはん		皿うどん		
	鮭ずし				
	おにぎり				
	ひじきのまぜご飯しそ風味				
	ツナとごぼうの混ぜご飯				
豚肉と小松菜たちの混ぜご飯					

【資料４】

アナフィラキシーショック等対応医療機関

平成３１年４月現在

区	病院名	住所・電話番号
門司区	北九州市立門司病院	800-0021 門司区南本町３－１ 電話（代表）３８１－３５８１
小倉北区	北九州市立医療センター	802-0077 小倉北区馬借二丁目１－１ 電話（代表）５４１－１８３１ ※日中の救急車で搬送される患者が対象。 ※アレルギーの専門医がいるわけではないので、 通常の診療は対応できかねます。
	健和会大手町病院	803-8543 小倉北区大手町１５－１ 電話（代表）５９２－５５１１
	北九州総合病院	802-8517 小倉北区東城野町１－１ 電話（代表）９２１－０５６０
小倉南区	国立病院機構 小倉医療センター	802-8533 小倉南区春ヶ丘１０－１ 電話（代表）９２１－８８８１
	九州労災病院	800-0296 小倉南区曾根北町１－１ 電話（代表）４７１－１１２１
若松区	産業医科大学若松病院	808-0024 若松区浜町一丁目１７－１ 電話（代表）７６１－００９０ ※午前中のみ対応可。 ※小児科医が１名のため、対応できない場合があります。
八幡東区	製鉄記念八幡病院	805-8508 八幡東区春の町一丁目１－１ 電話 ６７２－３１８４
	北九州市立八幡病院	805-8534 八幡東区尾倉二丁目６－２ 電話（代表）６６２－６５６５
	済生会八幡総合病院	805-0050 八幡東区春の町五丁目９－２ 電話（代表）６６２－５２１１
八幡西区	地域医療機能推進機構 九州病院	806-8501 八幡西区岸の浦一丁目８－１ 電話（代表）６４１－５１１１
	産業医科大学病院	807-8556 八幡西区医生ヶ丘１－１ 電話（代表）６０３－１６１１
戸畑区	戸畑総合病院	807-8556 戸畑区福柳木一丁目３－３ 電話（代表）８７１－２７６０

※ 救急救命士にショック状態や程度、いきさつ等を伝え、最寄りの医療機関へ搬送するようにしてください。

食物アレルギー対応給食の実施申込に当たっての注意事項

食物アレルギー対応給食の実施を希望される方は、別紙「食物アレルギー対応給食実施申込書（当初・変更）【様式 1】を学校に提出してください。申込に当たっては、必ず次の事項をお読みください。

【用語の意味】

用 語	意 味
「食物アレルギー児童生徒」	食物アレルギー症状のために給食の一部又は全部が食べられない児童（小学校又は特別支援学校の小学部に在籍する児童）又は生徒（中学校又は特別支援学校の中学部及び高等部に在籍する生徒）をいいます。
「アレルギー食材」	食物アレルギー原因物質を含む食材をいいます。
「食物アレルギー対応給食」	「単品の一部取除き」（食べない）、「副食の一部取除き」、「除去食」の3つのうち、 <u>いずれかの方法により実施</u> します。ただし、 <u>食物アレルギー症状の内容によっては、このうち2つ以上の方法を選択することができます。</u> （例えば、レバー、小麦、卵のアレルギー症状がある場合は、レバーは副食の一部取除き、パンは単品の一部取除き、卵は除去食を選択することができます。）
「単品の一部取除き」（食べない）	飲用牛乳など調理を行わないアレルギー食材であって個数ごとに（袋に入っているため）配分が可能なものを取り除く方法をいいます。 また、1つのおかずの中に食べられない食材が入っているため、そのおかずを食べない場合もこれに含まれます。（「食物アレルギー対応給食実施申込書（毎月分）」【様式 5】では『食べない』と表記しています。）飲用牛乳以外の例としては次のようなものがあります。（パン、米飯、チーズ、さばのしょうが煮、ホワイトシチューなど）
「副食の一部取除き」	<u>教室で児童生徒本人が、調理後の副食（おかず）からアレルギー食材を取り除く方法</u> をいいます。 <u>食物アレルギー症状が軽い場合に対応</u> ができます。例としては次のようなものがあります。（さば、えび、いか、レバーを「おかず」から取り除くなど）
「除去食」	調理士がアレルギー食材を <u>調理段階で取り除く方法</u> をいいます。

※ 1 アレルギー対応給食を希望する方は全て申込書【様式 1】が必要（症状に変化がない限り最初のみ必要）です。併せて、医師が記入した「学校生活管理指導表」【様式 2】及び「学校生活管理指導表付表」【様式 2－1】の提出が必要です（当分の間、除去食以外（単品の一部取除き及び副食の一部取除き）については、提出は任意です。）。診察を受ける場合は必ずこの「注意書」を持参してください。なお、学校生活管理指導表及び学校生活管理指導表付表の作成に必要な費用は保護者の方の負担となります。

また、保護者の方との面談を行います。アレルギー症状などを具体的にお尋ねします。

申し込まれた方には、毎月ごとに事前に「詳細献立表」【資料 1】、「物資配合表」【資料 2】、「食物アレルギー対応給食実施申込書（毎月分）」【様式 5】を配布しますのでよく内容を確認して、「食物アレルギー対応給食実施申込書（毎月分）」を提出してください。（お配りしている資料は見本です。）

＊ お申込みにあたっては、医師が記載した学校生活管理指導表及び学校生活管理指導表付表（診断書）の内容に従ってください。

※2 食物アレルギー対応給食を申し込まれても、「副食の一部取り除き」、「除去食」の場合は、給食費は変わりません。ただし、「単品の一部取り除き」の場合、主食（米飯・パン）、牛乳については、給食費の減額ができることがあります。

※3 食物アレルギー症状が広範囲又は重いため、食物アレルギー対応給食が実施できない場合があります。この場合は給食費の減額ができることがありますので、詳しくは学校へお尋ねください。

【除去食のみに関する注意事項】

- 1 除去食の対象となるアレルギー食材は、卵、乳製品、種実類（ごま・アーモンドなど）の3種類のみです。
- 2 調理に当ってはアレルギー食材を加える直前に、他の児童生徒と同じ給食から除去食分を取り分ける方法を用いますので、調理工程上この方法が可能な献立に限られます。詳しくは、別紙「除去食の対象献立一覧表」【資料3】をご覧ください。
- 3 毎月、翌月分の「食物アレルギー対応給食実施申込書（毎月分）」【様式5】、「詳細献立表」【資料1】、「物資配合表」【資料2】を配布しますので、このうち、「食物アレルギー対応給食実施申込書（毎月分）」を学校に提出してください。「詳細献立表」、「物資配合表」は、申込の参考としてください（お配りしている資料は見本です）。
- 4 家庭でも除去食を食べていることが必要です。家庭での除去食の状況を別紙「食物アレルギー対応給食実施申込書（当初・変更）」【様式1】に記入してください。
- 5 施設や設備の関係で除去食の対象献立は限られています。対応ができない日は自宅から代わりのものを持参していただく場合もありますのでご了承ください。
- 6 施設や設備の関係により病院で実施されるような、厳密な除去食は現在では困難です。このため、アナフィラキシーショックを起こしたことがあり、医師から対象食物の完全除去が必要と診断されている場合は、除去食の実施をお断りします。
- 7 安全の確保には最大限努力しますが、予測できない事態が発生する場合があります。アナフィラキシーショックを発症した場合は、保護者の了解を待たずに指定の病院に搬送する場合があります。
- 8 断水、停電、調理上のミスなどにより除去食を提供できない場合があります。
- 9 揚げ物に使用する油は一ヶ月繰り返し使用します。
- 10 安全性を最優先し教室での事故を防止するため、「おかわり」はできません。
- 11 除去食であることを周囲に明らかにするため、普通食器に移し変えず、専用食器のまま食べます。

食物アレルギー対応給食についてのお問合せ先

教育委員会学校保健課給食係 電話582-2381 FAX581-5920
所在地 〒803-8510 小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎東棟6階